

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	面積(㎡)
		所住	所在
寺岡有機農場有限会社	世羅郡世羅町大字賀茂一〇一四四番	三原市沼田西町惣定一八三一一番地一	三原市沼田西町松江字五反
農事組合法人ヒメアヤメの郷	地一三六	田乙一三四六番ほか一筆	山一三六番一ほか八筆
角一吉彦	三次市和知町一〇番地一	三次市向江田町七二八番三	六九・三
株式会社vegeta	庄原市東城町帝釈	三次市向江田町一〇四三番	一、四四五
株式会社vegeta	宇山七九七番地	ほか二筆	一、四〇四
株式会社vegeta	庄原市東城町帝釈	三次市向江田町二六九二番	八、五三一
株式会社vegeta	宇山七九七番地	ほか四筆	一〇〇〇
株式会社雄飛会	庄原市東城町帝釈	三次市向江田町九一四番	二、六六一
株式会社vegeta	宇山七九七番地	五ほか一筆	一〇、二五八
株式会社vegeta	庄原市東城町帝釈	三次市向江田町一〇二八番	二、六一
株式会社vegeta	宇山七九七番地	一ほか二一筆	一、二五〇
地羽佐竹一一四一一番	庄原市東城町帝釈	三次市向江田町二五〇八番	四、一一九
佐々部二七番地	安芸高田市高宮町	五ほか一筆	三、四五〇
堀越二三二番地一	世羅郡世羅町大字	三次市向江田町八八九番ほか四筆	七、三三二五
一 賀茂一二八六番地	世羅郡世羅町大字	井沖七七番ほか七筆	五六、一二二四
農事組合法人ふあーむ	世羅郡世羅町大字	世羅郡世羅町大字堀越字神	九、八一七
農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町大字	田一〇〇九番一ほか五筆	六、七八六
農事組合法人堀越	世羅郡世羅町大字	世羅郡世羅町大字京丸字鳥	五六、一二二四
一 賀茂	世羅郡世羅町大字	田二五一一番一ほか一〇筆	一〇、七九一

三

広島県農林水産局就農支援課  
縦覧期間

平成三十年十月十一日から平成三十年十月二十五日まで